

※
議会基本条例制定に向けた取り組みについて(案)

※一般的な呼称として使用

1. 現状と課題

①地方議会評価モデルから得られたもの

- ・地方議会評価モデルの取り組みは、地方分権時代の新たな議会運営を明確化してきた第1ステージとしての議会改革から、議会が持つ役割や権限を発揮して、住民福祉の向上につなげていく第2ステージとして位置づけられている。
- ・本市議会においても、議会プロフィールにおいて、ミッションとビジョンを設定し、現在の議会活動が住民福祉の向上につながっているか自己評価をしてきたが、市民に信頼される議会になるためには、市民意見を反映した議会からの政策サイクルの構築が重要であることを、これらの取り組みを通して改めて学んだ。
- ・また、新たに位置づけたスローガンからも、議会の存在価値は、市民とともにあることを全議員で確認してきており、今後の議会活動においては、これまで以上に、「市民と議会との関係性」を深めていく必要がある。

②「理想的な姿」を実現するための手立て

- ・本市議会では、理想的な姿を実現するため、28項目に及ぶ課題抽出を行い、課題を解決するための具体的な実現方策を、年次的に示した「新・議会改革運営ビジョン」として策定し、年度内には公表することを決定してきているが、その実践結果については、議会による自己評価に加えて、住民福祉の向上につながっているか市民に直接、評価してもらう必要がある。
- ・「新・議会改革運営ビジョン」は議会自らの行動計画であり、法的な根拠に基づくものではないため、持続的な議会活動を担保するためには自ずと限界がある。このため、ミッションとビジョン等を明確に条例に規定することで、市民との契約を取り交わし、条例に基づいて新ビジョンを進行管理していかなければならない。

③議会基本条例制定の必要性

- ・北海道の栗山町議会の議会基本条例の制定をきっかけに、全国的に当該条例を制定することが目的化した時期があり、本市議会ではあえて制定せず、議会改革の結果に応じて、その都度、自治基本条例の第6章「議会の役割」を追記し改正をしてきた。
- ・自治基本条例は「自治体の憲法」であることから、本来、自治基本条例の下に議会基本条例やその他の条例が位置づけられるべきであり、今回の地方議会評価モデルの取り組みによる条例化については、これまで規定してきた自治基本条例ではなく、新たに議会基本条例に「市民と議会との関係性」等を規定し、この際、市の条例体系を整理することが望ましい。
- ・自治基本条例は市民・議会・市の三者の普遍的な役割分担を明確化した理念条例であることを再確認し、当該条例の「議会の役割」を見直すとともに、議会基本条例においては、議会運営の最高規範を規定し、議会の役割と権限の明確化を図り、改善に向けた継続的な議会活動が、住民福祉の向上につながることを内外に示す必要がある。

2. 取組の方向性について

- ・全国的に制定されている当該条例は、議会運営の最高規範を規定するものであるが、飯田市議会にあっては、評価モデルから得られたものを生かすとともに、「市民と議会との関連性」について盛ることから“飯田市議会にあっての条例”を目指すことに心がけたい。
- ・「市民と議会との関係性」を担保するために、条例体系を整理し、自治基本条例の下に議会の行動規範としての議会基本条例を位置付けるとともに、その下に行動(実行)計画としての「新・議会改革運営ビジョン」を位置付ける。
- ・議会基本条例の制定に向けた取り組みと合わせ、自治基本条例の第6章「議会の役割」の記載内容を当初の理念条例に戻し、当該条例の見直しを行う。
- ・特に、議会基本条例においては、地方議会評価モデルの取組から得られた「市民と議会との関係性」を中心とした構成とする。
- ・執行機関側には、自治基本条例の見直しに合わせ、自治体の憲法に基づいた市政を行ってきたか、市の役割について検討を行うように促していく。

3. 今後の取組について

- ・議会改革推進会議において、自治基本条例における現状と課題を整理したうえで、次の項目について協議し決定する。
 - ① 議会基本条例の必要性、在り方の議論
 - ② 条例を必要とした場合の議会基本条例制定に向けたスケジュール
 - ③ 議会基本条例づくりを推進する受け皿組織の在り方の検討
 - ④ 自治基本条例と議会基本条例との関係性
- ・上記項目を決定次第、各会派の意見集約を行うとともに、(仮称)議会改革推進会議全体会を行い、全議員の合意形成を図る。